

社会福祉法人カトリック福祉会 役員等報酬規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人カトリック福祉会（以下「本法人」という。）の役員等の報酬について定めることを目的とする。

(原則)

第2条 役員等の報酬の種類及び金額は、本法人の理事総数の3分の2以上の同意を得て決定するものとする。

(報酬の基準)

第3条 役員（理事及び監事）並びに評議員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事報酬は、理事会出席回数1回につき一人当たり3,000円とする。
- (2) 監事報酬は、監事一人につき年間5,000円とする。
- (3) 施設の職員は役員報酬を支払わない。
- (4) 評議員報酬は、評議会出席回数1回につき一人当たり3,000円とする。

(支払日及び支払い方法)

第4条 役員報酬は、各会計年度末の適当な時期にその年度分をまとめて支払うものとする。

(改訂)

第5条 この規程は、理事会の承認を得て改訂するものとする。

附則

この規程は、平成13年2月1日から実施する。

この改正された規程は、平成29年4月1日から実施する。